

岩手県告示第73号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和5年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 128号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0 %	—	株式会社東北鉄 興社	岩手県一関市東 山町松川字滝の 沢198番地	令和4年11 月15日
岩手県第 167号	消石灰	68防散消石灰	アルカリ分 68.0 %	—	株式会社東北鉄 興社	岩手県一関市東 山町松川字滝の 沢198番地	”